

令和7年度 学校を核とした地域づくり推進事業実施委託 仕様書

1 目的

社会が激しく変化する時代において、誰もが多様な個性を伸ばしながら、ともに学びあっていく社会を目指すために、子どもたちが多くの人たちとの関わりの中で多様な価値観に触れながら、様々な体験・経験ができる機会を、社会全体で創出していくことが重要です。

本市では、保護者や地域の様々な人々が関わりながら子どもの育ちを支える取組など、学校を地域の核として、地域ぐるみで次の100年を担う子どもの育ちを支える仕組みづくりに取り組んでおり、これまで「地域の寺子屋事業」や「地域教育会議」、「Kawasaki 教室シェアリング」、「みんなの校庭プロジェクト」などの事業に取り組んできました。一方で、生活スタイルの多様化や地域コミュニティの希薄化などの影響を受け、これまでのスキームでは、人材と活動がつながりにくい課題も生じています。

本業務は、市制100周年事業「カラフルタイム☆プロジェクト」で把握した課題やノウハウを踏まえて、特に地域学校協働活動に関する事業のスキームの見直しを行うとともに、見直し案の試行実施を通じた検証を行うことで、今後の事業展開への反映を目的とするものです。

2 業務内容

(1) 地域の寺子屋事業のスキーム検討

多世代交流を基本に、子どもたちの学習支援や体験活動の提供を行う当事業において、把握した次のような課題の解決を図るための実証実験も含めたスキームの提案を行う。

◆想定業務量 1人×0.5日×9回（実態把握と課題の整理）

1人×0.5日×12回（仮説立て、スキーム案検証）

1人×0.5日×39回（実証実験プランニング、試行実施）

※プロポーザルの際は、想定業務量を参考に、効果的な担当者数や回数などを御提案ください。

【解決を期待する課題】

- 寺子屋先生登録者リスト等だけでは、双方のニーズに合ったマッチングができない
（双方にとって必要な情報を把握しやすい登録者リストや寺子屋リストの構成 等）
- 寺子屋先生登録者が、活動に結びつくまでの間のモチベーション低下軽減
（登録から活動までの期間短縮、登録者でも実践できる機会創出 等）
- 既存寺子屋の世代交代、多様な仲間集めに対する課題解決
（寺子屋と登録者マッチングスキームの構築、ゆるやかな“関わりしろ”の拡大 等）
- 広域的・統括コーディネート機能の構築
（横断的ネットワークの構築、既存寺子屋の運営支援スキームの構築 等）

※実証実験の実施エリアや企画内容については、地域教育推進課と調整のうえ決定する。

(2) 地域学校協働活動の推進に関するコンサルティング

市制100周年事業「カラフルタイム☆プロジェクト」で把握した課題やノウハウを踏まえ、社会教育と学校教育のゆるやかな連携を推進し、社会全体で子どもたちの育ちを支えるまちづくりに向けて地域教育推進課に対して事業展開の方向性検討に関する提案等を行う。

◆想定業務量 1人×0.5日×15回

※プロポーザルの際は、想定業務量を参考に、効果的な担当者数や回数などを御提案ください。

【参考：令和5年度の実施内容】

子どもや保護者等のニーズ把握

トライアルイベントによる人材の掘り起こし

・好事例の横展開
・課題まとめ



- ・地域教育会議において、子どもの“やりたい”をベースとした体験型イベントを実施。
- ・実施に当たっては、地域教育コーディネーターが学校と地域人材等をつないで企画できるように後方支援するとともに、当日ボランティアを募集できるような「関わりしろ」の拡大を工夫。
- ・その他、地域教育コーディネーター等に対するマインドセット研修や活動実施に関するノウハウの横展開。

▶ **取組成果・把握した課題**

- ◆ 活動の形骸化を防ぐためのニーズ把握の重要性
- ◆ 新たな仲間を集めるために“関わりしろ”**拡大**の必要性
- ◆ 持続的に地域で自走していくための運営方法の改善が必要

【参考：令和6年度の実施内容】

地域での持続的運営に向けた課題抽出

トライアルイベント、ワークショップ等による検証

・ノウハウ整理
・課題まとめ



- ・地域教育会議において、構成員が主体的に参加できる運営体制の検討と中核となる人材の発掘。
- ・地域の寺子屋事業において、運営や人材の課題把握。
- ・校庭活用に関する子ども、地域人材からのニーズ把握。

▶ **取組成果・把握した課題**

- ◆ 関係者全員が発言できる場づくりの重要性
- ◆ 世代交代や仲間集めをしやすいスキーム構築の必要性
- ◆ 活動したい地域人材と活動のマッチング方法の検討

2 履行場所

委託者が指定する場所

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月30日(月)まで

4 成果物

受託者は、本業務の履行期限内に下記成果物を納品すること。

(1) 報告書(データ提出可)

(2) 報告書のデータや各種経過資料等を収めた電子媒体(DVD等) 1枚

電子媒体はウイルスチェックの上、ウイルスチェック証明書(任意様式)とともに納品すること。

※ 業務完了後速やかに業務完了届を提出すること

5 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議の上、その一部を委託することができる。

(2) 個人情報の適正管理

業務に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の本旨に従い、本市と十分に協議の上、適切に取り扱うこと。また、本委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の情報を第三者に漏えいしないこと。

6 その他

(1) 受託者は、適宜本市と協議を行い、協議結果を踏まえた上で各種業務等に着手すること。

(2) 受託者は、本市が指定した期日までに関係書類を提出することとし、成果品の編集等については、本市と十分協議すること。

(3) 本市の所持する資料のうち、当該業務に必要な資料は別途貸与するが、丁寧に取扱い、業務終了後は、速やかに返納すること。なお、貸与を受けた資料及び当該業務の成果は、許可なく外部に漏らしてはならない。

(4) 受託者は、国及び本市の関連法規等の内容も踏まえた上で、本市と綿密な協議を行いながら本業務を実施すること。

(5) 本業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて本市に帰属するものとする。なお、成果物等のすべてについて、委託者及び受託者(再委託事業者を含む)の双方において、業務に必要な範囲で利用、改変、二次利用する権利を有するものとする。

- (6) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受託者は、本市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (7) 自然災害や社会情勢等の変化により、実施内容等に変更が生じる場合や、中止となる場合には、本市と本委託に係る業務内容や契約金額等について再度協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項、又は不明な点がある場合は、本市の条例又は規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定するものとする。